

2024/11/05

町民各位

私吉岡は、安平町議会議長に対して、安平町議会に関わる問題に関して、多田議長に、改善を求め、あるいは所信を何うなどをしてきました。しかし、それらの依頼に関しては、一切答えることなく時間を費やして来ました。

議会事務局長の意向もあるのかも知れません。
いずれにせよ、これは尋常ではありません。

つきましては、この間、議長、事務局長に充てたメール（手紙・文書）を公開し、お知らせ致し、町民会のご判断を得たいと思います。

メールは、古い順番から公開していきます。

- 1 回目：2024・08・26 「多田議長様」「議員の皆さま」 田村議員問題。
議員には配布されず。(数人の議員に確認)
- 2 回目：2024・09・19 多田議長宛 田村議長問題
- 3 回目：2024・09・24 木林事務局長から、(議長の意向を伝えてくる)
- 4 回目：2024・09・24 吉岡から議会事務局長への返信。

安平町早来大町141-47
吉岡 政昭

吉岡政昭

差出人: 吉岡政昭 <yoshioka1876@globe.ocn.ne.jp>
送信日時: 2024年8月26日月曜日 8:57
宛先: 安平町(議会) (gikai-soumu@town.abira.lg.jp)
件名: 多田議長 様 議員の皆様

多田議長 様

議員の皆様

議員には. 送っていません.

残暑厳しき折、「町民センター改修工事」の随意契約の扱いなど、その件に関する受け止めは、事情を知った少なからぬ町民にとって、心穏やかならぬものがあります。

とりわけ、議員諸氏の間にあっては、私が見たところ、議員経験の期間の長さよりも、個々の議員の問題意識と研究熱心さにより、『議員の差』が生まれているように感じた次第です。

さて、町のHPによる「8月16日(金)～31日(土)までの町長の動向について」によれば、

今日の26日(月)13:30より、「議会全員協議会」が開催される由。

その関係で、以下のお願いを「議長と各議員諸氏」にお願いをするものです。

なお、私の勘違いでなければ、町のHPの町長の行事日程にあった、『議会全員協議会』という名称は、地方自治法(100条12項)により単に「全員協議会」と定められているものと認識しておりますが、もし、私の勘違いであれば、ご指摘頂きたくお願い致します。

多田議長に質問を致します。

田村議員が、個人的事情により、議会を欠席してから来月で、丸2年になります。

この間、町民の間から、率直な意見が寄せられております。それは議会報告会においても確認されています。

- (1) ケガの状態が不明であるし、経過等についても、何ら知らされていないことへの批判。
- (2) 『議員としての職務』が果たせないのであれば、議員を辞めるべきではないか、などの意見が町民から早い時期から寄せられています。

しかし、議長は、これらについて、次の理由をもって実行せず、回答を拒否をし『静観』『放置』しています。

- ① については、「個人情報」だとして、事実を、一切明らかにしようとはしておりません。
- ② についても、本人が決めることだとして、静観の様態です。

あとは、議会では、『欠席の届けで』があったとの事実を伝えるだけです。

しかし、こうした議長の判断は正しいとは思いません。議長としての責任を果たしていません。大きな勘違いをされて

いると思います。勘違いの基本は、一般人に対する「個人情報保護」の問題と議員、つまり公人における『個人情報』の

扱いは、区別されるべき事です。

- ① 田村議員のケガについては、2年近く議会への長期欠席が続いている以上、その内容を知らせることは、田村議員自身の町民に対する義務ですし、そのことへの自覚を促すことが、議会（議長・議員）としての責務の一部を担うものです。もちろん内容、程度によっては、個人的名誉に関わることについては、本人の同意と協力が必要な場合もあるとは思いますが、話はそこまで行っておりません。全くの沈黙状態で、『ほったらかし』の状態です。
- 田村氏の状態について、可能な限り町民に知らせることは、議長の責務の1つであると思っております。
- ② 田村議員本人が、辞職するしないは、もとより本人の判断・決断によるものですが、しかし、状況によっては、議員としての職務を果たせない現状と今後の見通しに立って、辞職を検討の対象としての考慮を求めることは何ら、理に反することではありません。議員は、血税を受け取っている立場でありますから、『税金ドロボー』との不名誉な批判を回避する意味でも、2年近くも欠席状態であれば、やむを得ないものとの判断です。
- 因みに、伝え聞くところによれば、田村議員に対して、『辞めるな』との個人的意見を伝えている自民党籍の議員やその他の議員がいるとの話も伝わってきています。（田村氏は、彼らを議会にいる自分の取り巻きと呼んでいるそうですが）『辞めるな』と助言する『田村氏の取り巻き』が、どんな思惑（採決結果に対する思惑など）で『辞めるな』と励ましているのか、見当が付きませんが、正しい判断とは思いません。血税から議員報酬を得ている現状に立った時、筋論から言っても、町民感情を踏まえても、辞職を勧めたりすることが求められていると考えるからです。

議員の皆さまに、改めて、お願い致します。

1点目。議長に対し、田村議員の「長期欠席」実態を議会（町民）に対して可能な限り、明らかにするよう求めて

下さい。

2点目。5月の臨時議会で議論になった「再度入札」と『再度公告入札』についての扱いが、中には気づいた議員も

おられると思いますが、「安平町事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱の第8条」の「入札及び開札」に

新たに「第7項」を追加しました。例規集で確認して下さい。これは、「入札最低制限価格を下回っても、

再度公告入札ではなく、再度の入札でも良い」とするもので、5月の臨時議会の議論を、『第7項』の追加に

よって、封じようとするものです。議会での議論はあったのでしょうか？今後の、議会の中

での議論を期待するものです。

議会事務局に対するお願い

私は、このメールを議員各位に、渡されることを希望します。

発信者 吉岡政昭